

社会福祉法人役員・評議員変更届記載要領

1. 「役職」欄には、理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員の別を記載してください。
2. 「職業等」欄には、選任に当たり、その適格性を判断する基となった職業や役職について記載してください。
3. 「役員の要件等」欄には、次のとおり区分番号を記載してください。

(1) 理事の区分

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（法第44条第4項第1号）
- ② 事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（法第44条第4項第2号）
- ③ 施設の管理者（法第44条第4項第3号）
- ④ その他

(2) 監事の区分

- ① 社会福祉事業について識見を有する者（法第44条第5項第1号）
- ② 財務管理について識見を有する者（法第44条第5項第2号）

(3) 評議員は記入不要《社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）》

4. 新役員・評議員体制における親族等の特殊の関係について

該当する者について、該当の有無を記載してください。該当者がいる場合には、該当者名及び具体的な関係性について記載してください。（法令上、3分の1を超える場合に限って該当する等とされている区分もありますが、その基準に抵触しない場合であっても該当ありとして記載してください。）

【関係性の例】

- ① 配偶者
- ② 3親等以内の親族
- ③ 事実上婚姻関係と同様の状態にある者
- ④ 理事・監事・評議員の使用人（秘書、執事など本人に個人的に雇用されている者）
- ⑤ 理事・監事・評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑥ ④又は⑤に掲げるものの配偶者
- ⑦ ③から⑤に掲げるものの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- ⑧ 理事・監事・評議員が役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員
- ⑨ 他の社会福祉法人の役員又は職員
- ⑩ 次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人